

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年7月3日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-75 7-76 7-77 7-78 7-79 7-80	丸三タクシー株式会社 吉川タクシー有限会社 川島交通自動車株式会社 中央交通有限会社 旭タクシー株式会社 久留米タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	久留米市	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-81	中央タクシー株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	竹田市、豊後大野市、臼杵市(旧大野郡野津町に限る。)	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
7-82	西日本観光タクシー有限会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	久留米市、大川市、三潞郡	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長  
令和7年6月23日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年7月3日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
7-83	熊本バスタクシー株式会社	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港～下通・サンロード新市街エリア 大型車：8,200円 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局
7-84	株式会社熊本キャブ	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港～下通・サンロード新市街エリア 特定大型車：8,400円 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局
7-85 7-86 7-87	株式会社菊陽タクシー 株式会社おしろタクシー 株式会社大衆タクシー	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港～下通・サンロード新市街エリア 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局